

令和 8 年度 生活習慣病予防健診等の受診勧奨業務にかかる仕様書

1.目的

令和 8 年度の生活習慣病予防健診等の受診者数向上を目的とする。

2.委託内容

全国健康保険協会山口支部（以下、「委託者」）が提供する「勧奨対象事業所リスト」に基づき、受託を希望する生活習慣病予防健診実施機関（以下、「受託機関」）が、勧奨対象事業所に対して受診勧奨を行う。

3.委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

4.勧奨対象事業所リストの抽出条件等

(1) 勧奨対象事業所

勧奨対象事業所リストについては、以下のとおり受託機関に提供する。

	提供時期	抽出条件
①	随時	令和 7 年度の生活習慣病予防健診受診率が 30%未満の事業所（令和 8 年 3 月末時点）
②	令和 8 年 10 月	令和 8 年度の生活習慣病予防健診受診率が 30%未満の事業所（令和 8 年 9 月末時点）

※必要に応じ委託者から抽出条件以外のリストの提供をする場合もある。

(2) 提供するリストの項目

委託者が提供する勧奨対象事業所リストの項目は以下の通り。

- ① 事業所記号
- ② 事業所名
- ③ 郵便番号
- ④ 所在地
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 35 歳以上の生活習慣病予防健診対象者数
- ⑦ 生活習慣病予防健診受診率（35 歳以上）

5.委託開始から終了までの流れ

- (1) 受託を希望する健診機関は「生活習慣病予防健診等受診勧奨業務委託申請書 兼従事者届 (様式1)」を委託者へ提出すること。
- (2) 業務委託契約締結
- (3) 委託者は勧奨対象事業所リストを CD-R に Excel 形式で収録し、受託機関に提供する。提供した CD-R 媒体は「受診勧奨対象データ受渡票 (様式2)」とともに速やかに委託者に返却すること。
- (4) 受託機関は、実施状況を「生活習慣病予防健診等受診勧奨実施状況報告書 (様式3)」により、実施月の翌月 15 日までに委託者へメールまたは郵送にて毎月報告※すること。

※未実施月についても報告が必要。

- (5) 受託機関は、委託期間中、提供した情報を厳重に管理し、委託期間の終了をもって、作成データ等は復元できない形で消去すること。その際は「データ消去等完了報告書 (様式4)」を委託者へ提出すること

6.費用負担

本業務（委託者への報告等を含む）にかかる費用は、全て受託機関の負担とする。

7.再委託の禁止

本業務の全部または一部をいかなる場合も第三者に再委託してはならない。

8.その他

- (1) 健診機関は、全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等業務委託契約書及び生活習慣病予防健診等における個人情報の取扱い事項を遵守するものとする。
- (2) 健診機関は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう委託者と連携を図ること。
- (3) 健診機関は、本仕様書及び生活習慣病予防健診受診勧奨業務委託契約書に記載のない事項について、本業務に必要と認められる事項は、委託者と協議のうえ遂行すること。